

令和5年度 米子市職員採用試験【特定業務職】 受験案内（令和6年4月採用予定）

令和5年7月3日
米子市

※ 令和6年4月1日採用予定の大学卒業程度試験、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験、社会人経験者採用試験及び特定業務職試験をそれぞれ併願して受験することはできません。（令和5年度に実施するその他の採用試験については、この限りではありません。）

【試験のポイント】

就労について様々な困難や働きづらさを抱えている方の実情などに可能な限り配慮し、その多様な能力の発揮と柔軟な活用を図ることを目指して、【特定業務職】を募集します。

【受付期間】

令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月28日（金）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・窓口での受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、令和5年7月28日（金）必着とします。

【試験スケジュール及び会場】

区分	試験日	試験会場
第2次試験	9月2日（土）、3日（日） ・詳しくは第1次試験合格者に通知します。	米子市内 詳細は第1次試験合格者に別途お知らせします。
第3次試験	9月下旬（予定） ・詳しくは第2次試験合格者に通知します。	米子市役所 詳細は第2次試験合格者に別途お知らせします。

※第1次試験は受験申込書類による書類選考です。

しけん
試験のことで、わからないことがあれば、よなごししよくいんか れんらく米子市職員課に連絡してください。



よなごしそらむぶしよくいんか
米子市総務部職員課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5341

1 募集職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
特定業務	1人程度	市の機関に勤務し、特定業務（補助的業務、定型的・反復的業務、軽作業的業務などの軽易な業務）に従事します。

※ 採用予定人員は、試験の結果及び今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分	資格要件
特定業務	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、障がいがあることをはじめとする理由から就労について様々な困難や働きづらさを抱えている人

※ 就労について働きづらさを抱えていることを具体的に示すものとして、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、並びに知的障がい者であると判定されている方は、そのことが分かるものの写しを申込時に提出してください。（障害者手帳等を取得していない方については、過去の有無、その他具体的な状況や理由等を自己紹介カードに記入してください。）

(1) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- ※ 令和6年3月31日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。

(2) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法及び内容

区分	試験科目	試験の内容	解答時間
第1次試験	書類選考	受験申込書類（自己紹介カード）についての書類選考	—
第2次試験	教養試験 （多肢選択式）	知的障がい者※	60分
		知的障がい者以外	
	人物試験	個別による人物についての口述試験	—
第3次試験	人物試験	個別による人物についての口述試験	—

※ 教養試験は、知的障がい者のみ試験の出題内容が異なります。知的障がいを含む複数の障がいに該当する方は、知的障がい者として受験してください。（この場合の知的障がい者とは、公的機関において知的障がい者であると判定されたことがわかるもの（療育手帳など）の交付を受けている方といたしますので、申込時にそのことが分かるものの写しを提出してください。）

(1) 第1次試験合格者の決定方法

第1次試験の書類選考の得点の高い順に決定します。

なお、書類選考には、一定の基準があり、この基準に満たない場合は不合格とします。

(2) 第2次試験合格者の決定方法

第2次試験の教養試験及び人物試験の得点の高い順に決定します。

なお、教養試験及び人物試験には、一定の基準があり、この基準に満たない場合は不合格とします。

(3) 最終合格者の決定方法

第2次試験の得点にかかわらず、第3次試験で実施する人物試験の得点の高い順に決定します。なお、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は得点にかかわらず不合格とします。

※ 試験の結果によっては、合格者が採用予定人員に満たない場合又は合格者がいない場合があります。

4 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
第1次試験合格者	8月中旬	合格者の受験番号を米子市の公式ホームページに掲載します。 ※なお、第1次試験及び第2次試験の合格者、及び第3次試験の受験者全員には、郵送により通知します。
第2次試験合格者	9月中旬	
最終合格者	9月下旬	

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、第3次試験の成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

5 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭等で開示を請求することができます。

区分	開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	受験者本人	試験科目ごとの得点、合計得点及び順位	各合格発表の日から1か月間	総務部職員課 (本庁舎3階)

※ 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおこしてください。その際、運転免許証、学生証等により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

6 受験申込手続

提出書類	<p>【全員】</p> <p>受験申込書 1部 自己紹介カード 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「受験申込書」及び「自己紹介カード」に必要事項を記入し提出してください。 ・様式は、米子市ホームページからもダウンロードできます。その場合は、A4サイズで印刷してください。 <p>【身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は知的障がい者であると判定されている方のみ】</p> <p>つぎのいずれか1部を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳の写し (2) 公的機関において知的障がい者であると判定されたことがわかるものの写し（療育手帳の写しなど） (3) 精神障害者保健福祉手帳の写し <p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験申込書及び自己紹介カードの記入にあたっては、受験申込書等記載要領により、ていねいに書いてください。
------	--

申 込 先	<p>米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5341</p> <p>[持参により申し込む場合] ・米子市総務部職員課へ、直接ご持参ください。</p> <p>[郵送で申し込む場合] ・上記の宛先へ郵送してください。 ・封筒の表に赤字で「採用試験 受験申込」と書いてください。 ※注意 インターネットによる申込み受付はしていません。</p>
--------------	--

【受験申込書等記載要領】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。
- 2 黒又は青のボールペン又は万年筆を用い、※印欄を除くすべての太枠線内に必要事項を漏れなく記入してください。
- 3 受験申込書の日付は、必ず記入してください。
- 4 写真欄には、6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きの本人と確認できる写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼付けてください。
- 5 該当する□の中には✓印を記入し、その他の該当する事項は○で囲んでください。
- 6 現住所及び連絡先は、番地、アパート名・号室までくわしく記入してください。
- 7 学歴欄について、中学校から学校名等を上から順に記入してください。
- 8 職歴欄について、新しい職歴を上から順に記入してください。
- 9 年は全て和暦で記入してください。

7 採用予定日・勤務条件

区 分	内 容
採用予定日	令和6年4月1日
給 与	139,100円 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（1週間当たり38時間45分） ※原則、時間外勤務はありません。
休 日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日
休暇等	年次有給休暇（年20日、採用1年目で4月採用の場合は15日）、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、出産休暇、忌引休暇等）
任用期間	米子市職員の定年等に関する条例によります
その他	健康保険及び年金は、市町村職員共済組合に加入

※ 採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。

8 その他

- (1) 車イス等で来場される方は、会場等の準備の都合がありますので、受験申込み時にその旨を申し出てください。
- (2) 受理した提出書類は、返却しません。
- (3) 受験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、米子市のホームページ『職員採用情報』でお知らせしますので、事前に確認のうえ、試験会場へお越しください。
- (4) 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。